

# 八幡宇佐宮御託宣集の裏書について

——大谷大学図書館所蔵本の紹介をかねて——

## 新聞水緒

### 一

『八幡宇佐宮御託宣集』(以下託宣集と称す)は、鎌倉時代中期、宇佐宮の神宮寺である弥勒寺の社僧神吽によって編纂された信仰の書である。内容は宇佐宮の託宣を中心に、それに関する官符・諸社縁起等から構成されている。いわゆる説話集とは性格が異なるが、元寇直後の八幡信仰の世界を知る資料として、或いは寺社縁起と同質の神祇説話の宝庫として、興味深い書である。

託宣集の成立と編纂意識については既に論じたことがあるので、本稿ではその裏書について少しく考察を加え、併せて大谷大学図書館所蔵の託宣集裏書を紹介したい。

現存の託宣集諸本の中で裏書を持つのは、柞原八幡宮所蔵本、穂久邇文庫所蔵本、大谷大学図書館所蔵本の三本で、巻五(靈)・巻七(威)・巻十(通)・巻十一(大)・巻十二(自)・巻十四(王)・巻十六(薩)の七巻分の裏書が残されている。

奥書によると、書写年代は柞原本が文明二年(一四七〇)で最も古く、穂久邇本と大谷本が延宝八年(二六八〇)となっている。後二者は奥書も内容もほぼ一致しており、極めて近い関係にあると思われる。これについて、重松明久氏は、大谷本は穂久邇本からの転写本であろうと言われている。

るが、大谷本には所々に宇佐の「佐」を「作」とする特徴的な用字法が見られること、又柞原本と穂久邇本に共通する誤りを大谷本によって訂すことができる箇所もあることから、大谷本が穂久邇本の直接的な転写本かどうか疑問の残る所である。

以上の三本の他に裏書そのものは残されていないが、託宣集中に裏書の存在を明記した本として、奈多八幡宮所蔵本と宇佐八幡宮所蔵本がある。このうち奈多本中に「裏書別在之」と記す箇所は、柞原本系の裏書の場所と一致しており、現存しない奈多本の裏書が、柞原本系統のものであることが知られる。問題はこれら四本の裏書の内容と、宇佐本のそれとが異なるらしいことである。

宇佐本託宣集(卷子本)には、裏に「在裏書」と注記した箇所が巻一／二箇所、巻二／五箇所、巻三／六箇所、巻四／五箇所、巻五／十七箇所、巻六／十二箇所、巻七／三箇所、巻八／五箇所、巻十／十一箇所あるが、柞原本系の裏書が存在する巻五、巻七、巻十について、両者を比較してみると、次のように内容が異なるのである。

※巻五・七・十の中で、宇佐本の注記箇所の少ない巻七を比較した。

※宇佐本裏書の本文は現存しないので、裏書の注記箇所の文を

抜粋し、柞原本は裏書の内容を要約した(傍線筆者)。

宇佐本

柞原本

① 参議従四位上石川朝臣年足。

① 淳和天皇御宇。大神朝臣任次任事。

② 梨原宮。

② 天平十二年、同十三年天平

勝宝元年、同二年の御封、神宝等献上の事。

③ 尼社女授従四位下。

③ 永仁六年の神領安堵と神事

主神太神朝臣田麻呂

興行の倫旨。

外従五位下。三

④ 三国七郡御封のうち、天平

国七郡御封田。

勝宝七年に公家に返却した残りの六百余戸について。

宇佐本巻七に「在裏書」と記す三箇所のうち、柞原本と一致すると推定できるのは、③のみである。それも完全に一致しているかどうか疑問である。

同様に巻五、巻十についても裏書の指示内容を比較すると、宇佐本巻五の十七箇所の注記中、柞原本系の裏書の内容と一致すると思われるのは八箇所、同じく巻十については十一箇所のうち五箇所となっており、この三巻を総計すると、三十一箇所中十四箇所の注記が一致し、残り十七箇所

所は内容を異にするのである。従つてこの結果から見る限り、宇佐本系裏書と柞原本系のそれとは別のものであるということになる。

しかしながら、この兩者には共通する部分もあり、全く無關係に成立したとも思えない。例えば、宇佐本巻五の「我名於波曰護国靈驗威力神通大自在王菩薩布」をさすと推定される「在裏書」の注記の右下方に「如来秘密神道(マヤ)之方事」とあるが、この語は、柞原本の巻五の裏書にある次の部分と同じ内容をさすと考えられるからである(引用は重松明久校注・訓訳『八幡宇佐宮御託宣集』による。以下同)。

寿量品 如来秘密神通之力。

文句九云。神通之力者三身之用也。神者天然不動之理即法性身也。通は無聖不思議之恵即報身也。力は幹用自在即応身也。仏於三世等有三身。於諸教中。秘而不伝。

従つて、柞原本系と宇佐本には何らかの關係があり、どちらか一方がもう一方を参照しながら、後に裏書を書いたのではないかと思う。兩者に共通する巻五・七・十の注記事項のほぼ半数が一致しているのは、そのためであろう。そしてその場合、恐らく宇佐本の方が柞原本系の裏書を参照したのではないかと思うが、結論を出す前に、この二本の裏書について、もう少し内容を検討してみたい。

## 二

柞原本系自卷(巻十一)裏書に、この裏書の著者を暗示していると思われる次のような部分がある(傍点筆者)。

延慶二年己酉十一月廿三日。惣弁官川合宿称元(永也氏)対

面物語之次。永氏此申云。御託宣集学頭御房所望之処。

先房被預置云々。可被許否云々。神叟申様。可申也書之

由被申之間。領掌許也。永氏云。被書写其本否。答申。

及誓状事候モへハトテ一文モ不書留申テ罷ト。同三年正月

三日寅時夢想云。永氏与神叟如去年十二月間答一言不違ノ

師匠学頭御房へ参シテ申様。御託宣集事。永氏問答候ツル

ニ。聖廟勅答之時詩又円融院天録年中御託宣計真言秘抄奥

書置ト申候ト申シケレハ。其二文ハ二百貫当ニ被御仰カ

ケリ巴上夢之。

此二文書写事実正ニテ候。文中、「永氏此申云」とあるように、自分をさして「此」と言っており、この文はおそらく神叟の自記であろう。他にこのような書き方をした箇所はなく、他書からの引用はその旨断っていることから、柞原本系の裏書を書いたのは、この文の筆者であり、又神叟の弟子でもある(前文に「神叟法印之弟子神叟」とある)神叟ではないかと思う。

注目すべきことに、「被書写其本否。」という永氏の間に対応して、神叟は「及誓状事候へハトテ一文モ不書留」と答えている。おそらくこれは、神吽のまわりに、神の詞を集めた託宣集を神聖な書とする觀念があり、迂闊に書写してはならないという空気が強かった故ではないかと考えられる。このような事情は、奈多本卷十六の奥書に、託宣集について「是為当宮眼目之間。即御神体也。瞰不可開之。況於他散外見哉。」(傍点筆者)とあるのと同質のものであろう。書写さえもはばかられるような中であって、神叟・永氏といった神吽の周囲にいた人物が、託宣集に追補の手を加えたとは思えない。

現存の託宣集の完本は十六卷であるが、神吽が編纂したオリジナルな託宣集は、現在序が置かれている卷三から卷十六までの十四卷であり、卷一・二は卷十五・十六をもとに追補したものであることについては、別稿で既に論じたので、詳細はそちらに譲り、<sup>(3)</sup>ここではそう推定した理由として、現存諸本の序の位置が不自然であること、又卷一・二と卷三以下の編纂意識が異なること、又上述のように、卷一・二は卷十五・十六をもとに書かれている等の点をあげるに留めておく。

柞原本系の裏書で現存するのは卷五以下の部分であるが、

仮に卷四以前の裏書が存在していたとしても、おそらく神吽の原託宣集に即した卷三以下卷十六までのものであったであろう。上述の神叟の文は、神吽周辺の宗教的雰囲気をよく伝えており、みだりに託宣集に手を加えることを禁じる、厳しい空気があったことを示唆している。託宣集が現在の様な十六卷の構成になったのは、神叟を始めとする神吽の弟子たちが生存していた時代以降のことであろう。

これに対して宇佐本の裏書は、後に追補されたと推定される卷一・卷二部分にも及んでおり、成立は柞原本系の裏書よりも後であろう。

### 三

現在宇佐八幡宮に所蔵されている託宣集は十六卷の卷子本であり、裏に裏書が有る旨の注記があるが、裏書本文は残っていない。しかし現存の本から、その内容の一端を窺うことができる。

託宣集卷一の神功皇后と応神天皇の記述の間に、本文とは異質の注釈部分がある。注釈の内容は次の三点、即ち神功天皇(皇后)の本地垂迹の事は後文を見よ、ということと、応神天皇誕生譚に伴う鎮懐石の事、又母方である龍宮より襦袢が贈られたことである。この注釈が神功皇后条の

後に置かれたのは、神功皇后にまつわる事柄であるからであらう。

ところで、宇佐本卷一の仲哀天皇条には、「以妃氣長足姫立皇后。是神功皇后也。」の文の裏に「在裏書」の注記がある。この「在裏書」の注記と託宣集本文中の神功皇后についての注記である「此天皇御靈本地垂迹御事。在後。可見之。」の間には、何らかの関係があるのではないだろうか。

又、次の鎮懐石の注釈は、風土記や順徳天皇御記、万葉集等を引用しており、さらに応神天皇誕生説話は、神吽の「宇佐大神宮縁起」からの引用である。これらの注釈は他巻の裏書と書き方がよく似ており、内容的にも裏書そのものである。巻一本文の流れから見て、この箇所<sup>(4)</sup>に注釈があるのはいかにも不自然であり、以上の点を総合すると、この巻一本文中の注釈部分は、託宣集のある段階において、裏書の一部が本文中に取り入れられた可能性が大きい。

又、宇佐本の裏書については、神習文庫所蔵本の巻二頭注に、その一部が引用されている旨、重松明久氏が指摘されている。それによると、神習文庫本巻二の頭注には、四箇所<sup>(4)</sup>に裏書が引用されており、うち三箇所が宇佐本に「在裏書」の注記がある場所に当たっているという。このこと

から、重松氏は、これらの裏書は、宇佐本からの引用であろうと推定されたのである。この神習文庫本頭注が引用している裏書の内容は、先に指摘した巻一本文中の神功皇后に関する注釈と形式の上でよく似ている。従ってこの点からも、巻一本文中の注釈と宇佐本の裏書との間には、何らかの関連があるのではないかと疑いたくなるのである。

宇佐本の裏書については、もう一つ興味深い事がある。先に、宇佐本巻五の「在裏書」とある場所の右下方に、「如来秘密神道之力事」なる語があり、これは杵原本系の裏書にもある事を述べた。この同じ言葉が、実は後に巻一・二を追補した際に、神吽とは別人の手によって巻一卷頭に付されたと思われる序にも見えるのである。

現存の託宣集は神吽の序が巻三巻頭に置かれているが、それとは異なる序が存在することが重松明久氏によって報告されている。尊経閣文庫所蔵の二巻本の託宣集と、到津公誼氏旧蔵本（現東京大学資料編纂所蔵本はその転写本）の校合本である高野山金剛峯寺本の巻一卷頭に載せられているのがその序である。

この二つの序は文章がよく似ているが、巻一序の文は説明的、注釈的、敷衍的という性格が指摘でき、又文中に「配我名等二八字。定巻軸之教也。」とあることから、巻

三序を下敷きにして書かれたもので、神吽の原託宣集が十六卷になったときに、新たに付されたものである事については、既に論じた。<sup>6)</sup>この巻一序にも、「如来秘密神通力。語不可不信矣」の語がある。これは何を意味するのであろうか。

現在のところ、単なる推測の域を出ないのであるが、託宣集の巻一・巻二の追補者も、神叟が書いた杵原本系の裏書を見たのではないだろうか。仮にその推定が可能であるとしたら、現在の託宣集と杵原本、宇佐本二系統の裏書の成立について次のように言う事ができよう。

まず神吽の原託宣集に対して弟子の神叟によって杵原本系の裏書が書かれ、その後巻一・巻二が追補されて、現在の十六巻の託宣集となった。その際、神叟の裏書を参照した追補者の手により新たに巻一序が付された。次いで追補者と同一かどうかわからないが、ある人物の手によって杵原本系の裏書を参照しつつ、宇佐本系の裏書が書かれたのではないだろうか。先にふれた神叟の口吻からしても、神吽のまわりにいた人々が託宣集に追補の手を加えたとは考えにくく、巻一・巻二はそれ以後の追補であろう。従って、この部分の注釈を持つ宇佐本系の裏書成立は、さらに後のことになる。

この二系統の裏書の内容については、両者に共通する巻五・七・十を比較してみても、あまり差がないように思う。強いて言えば、杵原本系の裏書は、八幡大菩薩の真言や經典の引用等仏教色が強く、宇佐本系の裏書は、事実に興味を示す傾向が強いということであろうか。例えば宇佐本に「在裏書」とあるものは、「参議」、「和氣清麻呂」、「梨原宮」等、具体的な事柄の注釈が多い。この傾向は、神習文庫本の巻二に引用されている裏書の一部についても同様である。裏書はこのような託宣集に対する注釈の他に、託宣集のまわりにいた人々の宗教的雰囲気伝えていて興味深い。先にあげた神吽の周りにいた人々、即ち神叟、永氏と言った人々、あるいは、神吽の胸部から阿吽の水が流れる夢を見たという世輔等、託宣集編纂当時、神吽の周囲にいた人々の、一種熱を帯びた宗教的雰囲気伝えていている。神吽の周りには、託宣を復興させるという志で結ばれた、同法集團のようなものがあつたのではないかという推定も可能である。これらは託宣集とその世界を理解する上で参考になろう。

#### 四

最後に大谷大学図書館所蔵の託宣集裏書を紹介し、併せ

てその翻刻を付して拙論を終わりたい。

大谷大学図書館の所蔵にかかる『八幡宇佐宮御託宣集』(全三冊)は、巻一から巻六までの残欠本であるが、裏書を伴っている点、貴重な伝本である。

まず、書誌を述べる。

当該本の寸法は、三冊とも横二十糎、縦二十六・六糎。

茶色の刷毛目模様の表紙で、外題は表紙に直書で「八幡宇佐宮」(第一・第三冊)、「八幡宇佐宮御」(第二冊)とある。

第一冊は墨付五十五丁、遊紙が頭に一枚あり、「我巻第一

八幡宇佐宮御託宣集 御因位部」、「名巻二或本護字巻也 八幡

宇佐宮御託宣集 三国月志震旦 日本御修行部」、「護巻三 八

幡宇佐宮御託宣集并序」が収められている。第二冊は、墨

付五十五丁、遊紙首尾に各一枚、「国巻 八幡宇佐宮御託

宣集 三所宝殿以下事」、「靈之巻五 八幡宇佐宮御託宣集

裏書別在之 菱形池辺部大尾山」、「験之巻六 八幡宇佐宮御託

宣集 小倉山社部上」を収める。第三冊は裏書で、墨付三

十一丁、遊紙が首尾に各一枚、「八幡宇佐宮御託宣靈巻裏書分

二」として、靈、威、通巻分の裏書と、「大巻裏書二」とし

て大、自、正(王の誤写)、薩巻の裏書分を載せる。一丁

は八行で、一行は十六字から十七字であるが、裏書部分

一行十九字から二十四字となっている。

託宣集は奈多本・柞原本系と宇佐本系に大別できるが、大谷本は裏書の内容が柞原本と同じであり、又託宣集本文も柞原本や奈多本に近いことから、前者の系統である。

巻一奥書に「延宝八年庚申三月二十八日生年六十一才豪憲法印写之」とあり、以下同様の書き方で、日付が「延宝八曆庚申 卯月十一日」(巻二)、「延宝八年庚申 卯月二十九日」(巻三)、「延宝八曆庚申 五月三日」(巻四)、「延宝八年庚申 五月八日」(巻五)「延宝八年庚申 五月十一日」(巻六)となっている。

一方裏書の方は、第一巻(靈、威、通巻分裏書を収める)の末尾に「延宝八年庚申 初秋中八日生歳六十一才豪憲法印写之」、第二巻(同じく大、王、薩巻分裏書)「延宝八曆庚申 初秋下四日六十四歳也カ□写之」とあり、本文同様、延宝八年の卯月から初秋にかけて豪憲法印によって書写されたものであることが知られる。

これと同じ奥書が愛知県豊川市の穂久邇文庫所蔵本にもあり、内容的にも極めて近く、この二本は密接な関係にあると思われる。しかし前述したように、大谷本によって穂久邇本の誤りを訂すことができる箇所もあり、又裏書内扉の表題も異なることから、大谷本を穂久邇本からの転写本

とするには疑問が残る。両本に共通している薩巻裏書の奥書にある「六十四歳」云々の文は、年齢も記述の方法も他巻と異なり、豪憲法印の名も書かれていないことから、両本の祖本の段階でこの部分が失われ、豪憲以外の人物によって補筆されたのであろう。ちなみに穂久邇本は十六巻の完本である。

大谷本がどのような経緯で大谷大学図書館に入ったのか祥ではない。従ってこの本が当初から六巻のみの写本であったのか、或いは当初は十六巻の完本であったが、ある時期に巻七以後が失われてしまったのか、不明と言う他ない。

## 注

- (1) 拙稿「八幡宇佐宮御託宣集について——原託宣集と現託宣集——」文芸論叢 第32号
- (2) 重松明久校注訓訳『八幡宇佐宮御託宣集』解説。
- (3) 注(1)参照。
- (4) 注(2)参照。
- (5) 同。
- (6) 注(1)参照。

大谷大学図書館蔵『八幡宇佐宮御託宣集』翻刻

託宣集裏書については、既に重松明久氏が柞原本を翻刻し、穂

久邇文庫本、大谷本の校異を付されているが(重松明久校注訓訳『八幡宇佐宮託宣集』現代思潮社刊)、本文を比較することにより、新たな発見もあると考え、翻刻を試みた。翻刻に際し、快く御承諾下さった大谷大学付属図書館に対し、深謝申し上げる。

\* 翻刻に当たり次の諸点に留意した。

- ① 異体字はできる限り現行の字体に改めたが、一部そのまま残した所もある。
- ② 本文中の空白は、大別して脱文と改行の二つの場合があるが、脱文は柞原本によって( )中に補い、改行を示すと思われる場合は、改行を施した。
- ③ 本文に付されたへ、\等の記号はそのまま残した。又原文には句点はないが、読解の便宜を考え、句点を施した。
- ④ 柞原本、穂久邇本、大谷本三本間の本文異同については、既に重松氏の御本があるので、詳細はそちらに譲り、本翻刻では誤写・脱文により意味の通じにくい点に限り、柞原本を参照し、注記した。柞原本本文については、重松氏前掲書によった。

八幡宇佐宮御託宣 靈巻裏書分一

## 鍛冶事。

世間所作中何現鍛冶体坐哉。伝大士者弥勒菩薩之化身也。常於稽停浦垂鈎之処。嵩杜<sup>(1)</sup>多来云。我曾於毘婆戸仏所。共汝発心修道。

今都宮衣鉢現在。何日当帰哉。不信者。臨水可見。爰大士見水底。



円光宝蓋。副于我身。即挽捕魚之具笈云。(2) 鑊<sup>カウ</sup>之所<sup>ト</sup>鈍鉄多。良  
医之門。療(人)滿。我化度利生志矣。何暇思彼天宮云々。弥勒  
即尺<sup>チ</sup>迦本化弟子。当来追師也。現種々之形。利一々之生。凡夫  
鈍鉄多故也。金銀銅鉄之中。拳収余尤甚深之義也。広劫以来。衆  
生心中有仏生。金夫煩惱鉄。今依仏教。依神力。以敬神之智。(3) 抑  
煩惱之鉄。磨仏性之金也。金性雖堅。羊角碎之。羊角雖堅。賞鉄  
碎之。仏性譬金体。煩惱譬羊角。資鉄譬(知恵云々)。

依之大菩薩今現鍛冶老体之形。以知恵資鉄。打碎煩惱羶羊之角。  
令頭衆生仏性之金也。和光同塵利益衆生是也。依金剛般若経。現<sup>1</sup>  
鍛冶老体坐也。依之大菩薩自令誦此経也。金鋼者本有仏性。般若  
経者資鉄知恵也。

釈迦尊昔為(陶)師。造縛<sup>4</sup>反無常之器。大菩薩今現鍛冶。頭常住  
仏性之金。

六帖第十五貫之詠之。  
とよ國のひしのいけなるひしのねを

とるとやいもか袖ぬれにけむ  
根本記云。

宇佐郡菱形辺小倉山之麓云々。

一云。宇佐郡大尾山麓有鍛冶云々。<sup>2, 4</sup>」

一云。大菩薩於菱形池縁現七貌鍛冶云々。

日本記云。宇佐郡厩峯菱形池之間云々。

私云。菱形山者三山如菱形。一小倉山。二大尾山。三西山<sup>亦云。宮山。</sup>

此池在三山之間。貫之歌此心也。三山皆菱形也。故云小倉山之池。  
又云大尾山之池也。但厩菱形池之筆聞遠故云尔也。厩峯非菱形山  
之中。又此池非厩峯之中也。件靈地在大尾峯。三山谷無(一)池  
云々。各直<sup>5</sup>三山也。又小倉山相似龜化云々。故又名龜山。池菱形東  
尾故云大尾峯。在龜尾方故<sup>2, 7</sup>」云尔也。

或記云。大尾山別所池者。菱形池也。件池辺大菩薩昔(七)貌御  
志気留乎。大神比義奉頭云々。

弥勒寺々司祐清法印。嘉禄年中遷宮自此池辺。掘出彼鍛冶炭云々。  
桜物語云。

欽明天皇御宇。豊前国宇佐郡馬城峯菱瀉池辺竹林。其竹中。大木  
桜アリ。彼桜ノ花ノ上ニ三歳小兒ト現シ玉ヲ。時大神比義アヤシミテ。

幣ヲ捧テ祈ヲ申サク。菅田者御諱号也。河内国アリ在八幡之神宮云々。  
自仁德天皇元年(6)丁未迄<sup>3, 4</sup>」欽明天皇卅二年辛卯日百廿一年歟。

寿量品。如来秘密神通之力。  
文句九云。

神通之力者。三身之用也。神者天然不動之理即法性身也。通は無  
壅不思議之恵即報身也。力是幹用自在即応身也。仏於三世等有三  
身。於諸教中秘而不伝。

有処云。宇佐八幡大菩薩御变身三所御名。

日光 月光 日本 可尋之。<sup>羅什三歳</sup>

(四註維摩経云。自在王菩薩。什日於法自如王之於民也。)

有処云。八幡大菩薩者。」

兜卒内院金剛齋比丘。外院(中屋)拔提神。

或記云。大安寺僧願大菩薩本身奉見之。示現云。欲見可身宝藏之中云々。夢覺開法藏見之処。諸經皆破損。其中自在王經下卷(9)矣。自在王經云。乃往古世過无量阿僧祇劫有偽佛歟。名淨明光王仏。尔時有菩薩比丘。名金剛齋。得持戒力。行淨戒故。有魔子。相障尋比比丘行。如是持戒修聖法。千歲隨迹乃至不見一念心散。不能相障。

(現)兼身問答不能障尋。与八万四千眷屬。成弟子。自在王。彼仏金剛齋比丘豈異人。法身是也。魔子持地菩薩是之。(11)大悲花経(13)淨影大師(14)云法藏比丘。是大自在。恒順衆生往生安樂国久。

自在。自在王經云。仏告自在王菩薩有四自在。法(15)以此法故。能自在行令諸衆生得住大乘。何等為四。一者戒自在。二者神通自在。三者智自在。四者恵自在。大自在。梵語云。

摩訶大義 阿波摩自義 毘波羅在義 羅方(17) 若王義

又自在(王) 奪迅王菩薩(18) 次正規云。云何為大。其性広博多所含容。大智大断大人所乘。大師子吼大答凡聖故為大文。

或人云。大神朝臣比義者。武内大臣再来之云々。(20) 応神天皇之昔者。為執柄因。奉給仕早。八幡靈神之時者。現仙翁体。奉勸請者也。是以当宮无武内之号。下宮(御欲殿方)。有比義之神之故也。石清水依有武内。無比義宮室歟。此外六条新宮関東鶴岳

(等) 同前。比義於馬城峯者。号波知翁八百歳成石体神。今号武(3)。内神。奉副第三靈石是歟。已上条々義委可尋聞之。

八幡三所大菩薩梵語云。

阿史陀(二合) 八歳 路多迎歸義 捺哩(二合) 摩三義 薩他泥所義

韃阿尾多婆伽婆那莎呵。八幡大菩薩真言阿蘇実相院説云々。

第四十二同四十三持統文武天長大宝兩天之比也。(5) 或人云。此宝珠者。八歳龍女猷釈尊玉也。不需々可委尋

十節録云。馬性屬陽。白色為本。在天曰白竜。在地曰白馬。此日見白馬。(即年中邪遠去不起云々。)

一。宇佐池守者。上世上代勝人利人也。欽明天皇御宇。馬城峯光明事。大神比義諸共勸答畢。非直人也。於豊前国宇作郡神山仰靈(26)威。在宇作之故為其姓。常住野仲郷靈池。蒙神命為池守之故。号其名。抑此宝池者。大菩薩上世之交。何代之間。蒙神命(哉)。於御現身(27)者三百余歳。不知上古長短也。設雖有父母之以大神(池守)。

一。奉刈御薦之時。和歌之後有御詞。未知之間。神呼僧都。延慶四年(辛)四月廿五日。於御宝前。同少司兼祝之神朝臣宮守云。和御諱大旨。人之所知歟。第二御詞如何。宮守答云。秘事也。仍不載

一。奉刈御薦之時。和歌之後有御詞。未知之間。神呼僧都。延慶四年(辛)四月廿五日。於御宝前。同少司兼祝之神朝臣宮守云。和御諱大旨。人之所知歟。第二御詞如何。宮守答云。秘事也。仍不載

式文。擬奉刈御薦之時。召仰御杖人也云々。当座人多恐聞食書与之。

大貞やみすみの池のまこも草

なにをえんにてはらみおふらんえん

四はう八はうの風ふけはおこもめこもにすり

あいてこれを縁にてはらむ也けり 云々。

大者広(29)无边之義。貞者貞夷正直之義。三角共火大法身之義。池

者水大法身之義。火即日輪愛染王也。水即日輪不動尊也。水火二

法和合。出生方法日月兩輪。元明照持一天。又那尼者。法花經尺

云。那者男通名。尺(32)者女通名云々。

八幡大菩薩有何謂。奴薦(33)為百王守護之御枕給(34)義々。

一。若宮神者。五十二代淳和天皇御宇。有神託令顯現而。四十四

代元正天皇御宇。養老元年向鹿兒嶋事如何。未顯之前冥伏也。

(一。放生事。)

梵網經云。以慈心故。行放生業。一切男子是我父。一切地水是我

先身。一切火風是我本体。故常行放生。生々更生常住之法。教人

放生。

一。淨利事。

建治三年京下說法者惠戒法師。二月十一日於大式堂說法之時云。

大菩薩託宣云(35)。

受生於境内牟輩。自人倫至大類。皆極(36)乃久住菩薩也。故仁

膺比毛不隔志衣乎毛不隔志云々。

下座之時相尋之処。答云。記録分明也云々。  
靈裏書分

威卷裏書分別紙記之。不審有之、可尋之。

淳和天皇御宇。

大宮司大神朝臣卜任次任事。

天長三年仁治三年歟。而依天長九年宣符。奉造此四天王等者。為

前宮司而造歟。(又)人補任賑証也。

天平十二年(37)依大軍事馳遣勅使。奉御封廿戸初度兼御神宝及造寺

度僧也。

天平勝宝元年(38)奉三百十三人封民。

天平勝宝二年(39)二月廿九日被猷本封一千六百八十戸。相交三國七

郡以前紀之。

類聚国史第五云。八幡天神聖武皇帝天平十三年閏十二月(40)奉八

幡神宮必錦冠一頭金字最勝王經法花經各一部。度者十人封戸馬五

疋。金銀造三重塔一遍。寮宿禰(41)上同前。

改元永仁元年四月八日。登壇受戒之。太宰府觀世音寺惡僧等。令

刃傷致害当古僧神人等之間。奏聞之日為被体申神慮。配流下平被

下綸旨云。

宇佐宮勅施入已下神領等。近年多牢籠云々。大以不便。早止非

器甲乙人等之知行。所被返付本主神宮等也。先神事興行。可專御

祈禱之由。可有御知神宮等之<sup>(42)</sup>。天氣所候也。以此趣。可被伝申近衛大納言殿候。仍執達如件。

永仁六年六月十二日 右中将実躬

謹上 刑部卿殿

都合六百四十烟。加封二百廿五烟。」

日向国百十五烟。本封百烟。加封百十五烟。

児湯郡百五十烟。白杵郡六十五烟。

豊後国百十五烟。本封百烟。加封百十烟。

大野郡五十烟。国崎郡六十五烟。

今所残六百余戸封。

豊前国四百十烟。

上毛郡一百烟。下毛郡一百烟。宇作郡二百烟。

通裏書<sup>10+</sup>

一火 三火

三火者 (44)

二火

是者吉合トノ形也。一者トノ黙。二ハ一黙。三ハ一黙也。委有

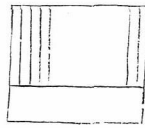
奥。此三ヲ三火トイフ。

次主神司之本司火生各着浄衣長絹甲之。次占部着生浄衣<sup>長絹用之</sup>。於

而大門有御祓本司動之<sup>48</sup>。從東廊脇門參天三大殿御宝前ニシテ<sup>10+</sup>有ト

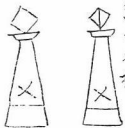
筵。先薦一枚敷久。上立高环。占部向御殿天。着薦際。左脇ニ置長網四丈天上ニ龜甲ヲ伏テ置<sup>(50)</sup>。右脇白布四丈ヲ置テ佐未志乃竹ヲ立。右脇ニ高御幣各二本ヲ立。長一尺七寸少御幣各五本ヲ立。長尺御幣串竹用之傍大乎古須。御佐未志上ニ置天代女老符<sup>(54)</sup>。貢進申殿ノ正面。次ハ祝リ着座天。氏女兩人之中。以叶神慮之人。可令補任禰宜職之由。祝ヲ申ス。次御佐未志ヲ申下。次<sup>(56)</sup>行御占。畢天申吉否。次以叶吉之人。令着裝束。令着申殿ノ座。依叶御占天以某令補任禰宜職之由ヲ申天。悦ノ御手畢退出。但兩人不叶御占之時ハ。又御佐未志<sup>(57)</sup>雖不貢進。着替ノ氏女ニ所ト茎也<sup>(59)</sup>。占体ハ龜甲ニ分ノ乃美<sup>(60)</sup>以テ。一二ノ穴ヲ方彫天波和加乃木ノ皮ヲ知比佐久削天燒ス。其乎岐以テ龜甲ヲ燒也。柱条申占ハ八十条南利。占ハ甘ケ条也。」

此圖朱書



龜  
ト男子取  
一足  
少子取

龜甲水榑子



ト  
吉  
不吉  
和礼  
留  
文

千歳布留龜ノ於呂志子ノ甲ヲ以テ用之。

崇徳院御宇天治二年十一月卅日。清原実盛為使者。尋問占部奏永定之處。注申之旨如此。私云。女禰宜直子之特。所成形也。

龜甲御占作法。

禰宜令着之新<sup>12</sup>裝束。從脇波<sup>64</sup>下了テ。

府使大監典代主神司占部件人等。從東廊。

大宮司次官弁官代人等。參宮着座次第。

大宮司次官等着本座。氏女着東廊西一門。

大監占部等着門廊東。以西為上。件占部等參宮之時。前掃二人<sup>65</sup>各知彼夜ヲ。持御上占物具等。

龜甲一枚五六寸。或七八寸。寸法不定云々。彼和加木ノ皮寸法不定也。<sup>12</sup>御佐末志竹一与用之。分ノ乃美一高坏一本高一尺二寸。

龜甲置新長絹四丈。御佐末志宿新白布一段。陳突<sup>66</sup>祈凡絹一疋。

小加須加三口。

大上<sup>67</sup>云。達頼切。宮居<sup>68</sup>難切室也。人者一人國王也故<sup>68</sup>。

司ハ、王云正月一茲切<sup>69</sup>。司者主也。

神主事。

夫縮一天。為社壇。広一社。為大地。封立為神。為主也。依之被

補神。是土地広大不可一二。祭之故<sup>13</sup>封立社也。土地者衆生所居

五穀生所ナリ。玉篇云。社<sup>70</sup>市者切也。社者接<sup>71</sup>利。地上所有之生<sup>69</sup>上也。

司馬遷<sup>70</sup>云。社者云々。

面云。

大神比義。八幡神宮神職元初事。

玉篇云。

神市人切。神祇ナリ。説文曰。天神司出ス万物者也。王弼カ云。

神ト者變化<sup>71</sup>シ極ナリ。

大戴礼云。湯々タル精氣ヲ曰神ト。

玉篇云。」

祝之六切。祭神之詞者。祈申天下泰平王民。

初應居瀨社祝<sup>72</sup>也。次小山田社今小倉山宮。初祝。次神主。

次大宮司也。

或云<sup>72</sup>。龜甲ト者。自西国為年貢取大ナル龜ノ甲ヲ方一尺計<sup>73</sup>。道<sup>74</sup>絶作。

以燒<sup>73</sup>鏡<sup>73</sup>死甲。一々折現<sup>73</sup>字ヲ。隨其文<sup>74</sup>。ト无辺ノ事ヲ也云々。

論語云。三思而後<sup>74</sup>ニ行フト又。

雜宝藏經云。昔有一人ノ羅漢ニ仕ヘル一人ノ沙弥。見此沙<sup>74</sup>弥。七日ノ朝必可死レ。請假還ル宅。道ノ中ニ諸蟻子。流水ニ見為死<sup>75</sup>。恐憐

自脱袈裟。入テ土<sup>76</sup>ヲ。撰水<sup>76</sup>。救取蟻子。置ニ高乾所。悉ク皆得生。

有七日還来ル。師大ニ恠テ入テ定。見ルニ无他事。只以蟻子<sup>77</sup>救ヘルカ

之故。知延<sup>77</sup>一也云々。

忌字鏡云。忌漢祀反去怨也。禁也。難也。憎惡也。

玉篇云。忌漢<sup>78</sup>記切。子玉篇云。子恣<sup>78</sup>似切。兒也。男子通称也。

病ハ表德号。町下ノ義也。」<sup>77</sup>

部類抄云。

宇作宮御歌。

ありきとゞきつゝ見れともいさきよき

きよき心みかいをわれわすれめや

是ハ孝謙天皇ヲ削法皇讓給とて。和氣清丸為使。申宇佐宮給時。

飯來奏不許給之由。仍法皇怒テ清丸ヲ切テ。宇津遺船ニ乗テ流畢。

于時宇佐宮ニ流寄ル。彼御神哀清丸之清倫誦此哥。清丸膝ヲ捻給之時。足即満足云々。今ノ和氣氏ノ祖也。

私云。孝謙天皇之時。非被召道鏡。重祚高野称徳天皇御宇。

景雲之年清丸勅使也。此御哥ヲ光仁天皇御宇宝龜四年由。田丸

等可注進申也。

春乃大祭ト云散齋祭事。

散齋之内。不得(80)申(80)ヒ衷(80)カラ何(80)ヒ疾(80)ヲ。食完(80)。不判刑(80)ニ致レ不罰罪人。

不音楽。不預穢惡之事弘仁格云尔。

散齋致齋事。

或云。散齋一月也。自(15)十(15)。一月朔至レ晦(15)。致齋ハ三日自丑至卯。

其辰日以後即有散齋也。具ニハ見タリ神祇令。

古私記云。散齋荒忌致齋真忌者。凡一月ノ齋為大祀。三齋ヲ為中

祀。一日齋為小祀云。儒中凡欲行祭礼。先修(81)齋戒。礼記祭義云。

致齋於内(81)。内齋致(81)謂精至(81)。散齋於外(81)。七日廟外ノ靜定。齋之日其居処。思

其語笑。意思思其所樂。思其所嗜(82)。所謂想也。

或記云。二月十一月大祭。以初卯日奉祭。自酉日立致(83)。祭神之時

丑。

頌曰 ナニハツニサクヤコノハナフニコモリ

或ハ礼裏ニモ書之。

此歌昔百濟王仁ト(云)人。大鷦鷯皇子忌可有踐祚之由。勸申

之時詠也。

其札奥書云 ミヤマニハアラレフルラントヤマニハ

此歌ハ一本

神長地上六尺入根三尺。合九尺。

当宮致齋散祭事。

自午日至酉日散祭。自酉日至卯致祭。自卯至午。散也。

鈴夕連切。衛也。量也。擬(82)魚理切度也。或人云。

次也。度也。

真語者。金剛般若經云。

如來是真語者。実語者。如語者。不誑語者。不異語者又。

注云々。

真語者。説一切有情皆有仏性。実語者。説衆生(83)造惡業。定受

苦報。如語者。説衆生修善法。定有樂報。不誑語者。説衆生若波

羅蜜法ヨリ。出生三世仏決定。不(84)虚。不異語者。如來所説。

初善中善後善旨意敬妙。一切天魔外道。无有能超勝乃破壞仏語

者文。皆終

生歳六十一才

延宝八年庚申 初秋中八日

豪憲法印 写之(87)

大卷裏書二

前惣檢校宇佐宿祢為輔上洛之時。於一条返橋。問路占云。吾大菩薩本地或尺迦三尊或弥陀三尊。何必定耶云々。爰容顏美麗少僧兩人。自東向西而渡橋之間。相互ニ打懸手於各肩申云。御身与我身者。御身ヲ我身トモ云テシ。我身ヲ御身トモ云ヒテシ。如此度々相語而指西而過(畢。年)来不審此時開畢。誠化來歟。仍尺迦弥陀者一体分身之由。令信敬也云々。」

光仁天皇宝龜八年。有古仏垂迹之名。今又同寂再唱之給歟。重筆誤歟。

又昔之筆歟。神之文歟。不審云々。可尋之。  
又或記云。古仏垂迹大悲ノ菩薩ノ託宣。

文德天皇天安三年二月三日云々。

東都記云。

我无量劫之中。三界衆生修善方便。導師利濟衆生。借神道名者。斬之為度邪衆也云々。」

(私云。取兩度引合之歟。)

寂光土(者)。衆生心底——究竟仏土也。教主者法身如來也。又有者心身如來同居土教主也。又九界戒声也。空者報身如來実報土教主也。此則本地三身随類心作故。大菩薩示現十界形像。其中諸仏菩薩等事往々神託不一准。不可定一也。辟如明鏡浮万像。是以当宮御簾上。被懸明鏡者是也。余社定本地泰鑄付鏡面。又一門利

生也。当宮普門利生也。

一条院御宇寬弘四年官符祢。我朝之号神国者」大菩薩鎮護之誓依深坐也。宗廟之施神威者竜花尊潛衛之力。依広被也云々。  
興福寺申状云。 德治三年 略抄也。

八幡大菩薩者朝廷之宗廟也。而昔伝教和尚建立叡山ニ伽藍。弘通天台教法之日。詣宇佐宮詣為鎮守ト。大菩薩辭曰。我有甚深之誓願。殊護慈尊之遺法。難随汝請。須啓他社云々。 見山王院錄起之。

太宰府宮神司紀監代□立用官物三十石。二季」春備神酒。宇佐宮三瓶子各一斗。同若宮二瓶子。香椎宮三瓶子。香春宮三瓶子。就中彼解文。自往古以來。香春大明神御新土書之。五十年以往寛喜

任何。府官集来彼解文ニ大菩薩御新土書之在。失錯之由。又書直之。尚大菩薩ト書。此事神慮難測。可取孔子之由。府官等議定。大明神与大菩薩合二書天取之。大菩薩之文ヲ取。自其年彼状解文。

香春大菩薩御新申書之」

伝教大師御袈裟三衣可奉納之云。彼六卷者。伝教大師筆也。法華經二部内金泥部者道遂和尚筆。一部者伝教大師筆。

其後書写法花經大般若各一部。奉納竈門宝滿大菩薩社壇。奉增種々法味畢。

大同二年丁九月十五日符。大菩薩御新由府庫物并正稅。比咩神新由神封。造備者。

白河天皇承保四年五月大雪。十一月改元。此瑞雪自非」法力神光依難消。感昔神託。起今宝塔。請同宮僧。被行法花法。

彼新宝塔供養。白川院永保元年十月廿日。此時御願文云。

字作宮者保全社稷之基。弥勒寺者鎮護國家之砌。長開百代鴻烈讚衛無論。遙守万年之龍(凶)。靈驗如在。故出虛握乾之人。皆致欽仰。繼体守文之主。誰不皈依。是以淑念無他。偷仰神德之如被。震襟尤切。久馮(94)佛之護持。蓋發心願於(95)新特。將起塔婆於其処云々。已上略抄。

石清水記云。凡垂跡乃後。令託宣給事。只朝廷還可奉守扶事与利之外。更無一事。

自卷裏書

源朝臣賴信告文云。

朱雀皇帝御宇承平七年。平将門為造意(96)長本(97)。企謀反計略之日。祖父経基六孫王告奏。禁者。駭其(ハ)告言。被施朝威。天慶三年國家安鎮天下泰平已上。

朱雀天皇十年天慶三年(97)子藤原能友兵乱之時。太宰大貳參議小野朝臣好古卿。蒙大菩薩示現云。

春加須美トモニタチ出ルサククラ花ヨシフル雨ニウチヤフリ奈ン(98)壬年代記云朱雀。又西海道諸国々物不令京上。任(99)心掠領。賊首藤并能友等。其件類万七千人乘船七百余艘之処。擊平將軍軍数千軍兵等者也。左衛門尉春美。於伊予國終儀之畢取要。

又為御祈。被加度者年分僧二人。天慶三年八月廿七日官符。在天平神託之歟。

或云。本藏云。如此(101)曲答者。昔右大臣之時。被左遷之宣命今在。左遷之所正曆四年八月廿日勅使參拜。聖廟被左遷大臣從一位之宣仍雖(22)悅仁(23)恩猶有(24)貽(25)著。左遷名ヲ句上歟。同十二月十二日被贈太政大臣正一位云々。同五年到來西府云々。其時御勅答云。

昨為北闕被悲士 今作西都雪恥戶  
生恨死歎其我奈 今須望足護皇基

勅使散位菅原為理歟(云々)。

ハルカスミ土毛仁立伊津留桜花世々布留雨仁打耶布利奈牟弘法大師御告言云。神護寺(高)離是和氣氏建立(23)八幡大菩薩正託庭也云々。

- 八 正道与者。  
一。正見 (106) 知恵也。正直見四諦下切徳明了故也。
- 二。正思惟 (107) 正思惟也。於四諦理如法。
- 三。正語 (108) 離邪僻語。
- 四。正業 (109) 以无漏清淨恵於多中(24)淨業也。種事消滅之令成清。
- 五。正命 (110) 世間ノ習(25)為レ養身現(26)愚以テ相護(27)句(28)身中无功德有功(徳)古世間吉凶(29)高声現感動恐人也。自活命離如此事(30)正命也(31)。
- 六。正精進 (111) 進善法(32)至(33)菩提(34)正精進云也。
- 七。正念 (112) 无漏恵念也。



八。正定 清淨知惠靜<sup>ス</sup>善心<sup>ニ</sup>相応也。

勸注抄 道範阿闍梨

此寺元是正三位行兼民部卿和氣朝臣清麻呂。依八幡大神ノ教ニ所建立<sup>スル</sup>也。而ヲ以テ天長六年<sup>一</sup>。正五位下河内守和氣朝臣直綱。

從五位下彈正少弼和氣仲世。以神願寺<sup>住持</sup>奉付弘法大師<sup>一</sup>。作納涼

房。為伊<sup>24</sup>所<sup>一</sup>。曰名神護國祚寺云々。

一云石清水。勝光明院宝藏ニ御坐御影。弘法大師御渡唐之時。手自

今拳<sup>107</sup>因繪御之御影也<sup>持籍杖給</sup>。大師返朝之後。被奉安置高雄寺。

而彼寺荒廢之後。鳥羽上皇尋召<sup>尋紀</sup>被奉安置件宝藏云々。

或云。高雄寺再興以後。彼御影奉安置當寺之間現在云々。

延慶二年正月廿一日当宮炎上之時奉取出之。令飛出畢。未印出

者也。彼テ面本<sup>108</sup>良<sup>109</sup>ヲカナルヲ。神吽法印弟子神與<sup>24</sup>相伝奉所持者也。

延慶二年己酉十一月廿三日。惣弁宮川合宿禰元氏対面物語之次。

永氏此申云。御託宣集ヲ学頭御房へ所望之處。先房被預置云々。可

被許否云々。神與申様。可<sup>111</sup>中書之<sup>112</sup>由被申之<sup>113</sup>。間領掌許也。永氏云。

被書写其本否。答中。乃誓状事モ候へハトテ一文モ不書留申テ罷

版畢。同三年正月三日寅特夢想云。永氏与神與如去年十二月間答一

言不違テ師匠学頭御房へ参<sup>シテ</sup>申様。御託宣集事。永氏問答候ツルニ。

聖<sup>25</sup>廟勸答之時<sup>詩</sup>。又円融院天録年中御託宣計<sup>114</sup>。真言秘抄奥書置<sup>ト</sup>

申テ候ヒツルト申シケレハ。其二文ハ二百貫当ルト被御ケリ已上夢

之<sup>115</sup>。

此二文書写事实正ニテ候。

又日夜卯時夢想云。当特御在所<sup>116</sup>小倉山社。大尾山御宝前へ参テ。北大門ノ方へ遊行之處。途中有声云。先ノ夢見処ノ二ノ文ハ光ヲ放ツヤト云々已上夢也。

延慶三年二月十五日<sup>25</sup>。

此条々并備テ八幡之照鑿。更不偽申者也。

夢合事。

二百貫ニ当ルト云事。深法者雖与千金。不可援非器。以之云。千金

莫伝之意歟。二光ノ事。令修大日教之蜜法者。奉増大菩薩法衆。

耀仏日耀神光之故。二之光歟。開伽水写御影之坐事。如真言教者。

行法之間。所念事令<sup>118</sup>本尊者。前供養後供養之開伽之時。可祈念

也。水即叶器之方円。又叶我心。我心即本尊。々々即我心也<sup>26</sup>。如

是觀念之時。感心道交所念成就也云々。大菩薩写御影於開伽水者。

満行者所念之坐歟。

弼宰相<sup>彼有国者件大納言善男後身也。伊豆国件影在之。無少違。</sup>

神吽後<sup>善男平生誓之。今一度可仕朝廷之由云々。</sup>并法印。

自裏書<sup>寺講代転任權少僧都大和尚位。</sup>

正卷裏書分別紙記之私<sup>119</sup>

延慶二年<sup>120</sup>西乙八月廿八日。惣檢校宇作世捕夢想記。

去夜寅剋夢想云々。

御許山半腹ヨリ小河二流。此水学頭僧都神吽胸ヨリ小穴二有ルヨリ出。

世輔右手ノ大拾次二拾以押之。<sup>(12)</sup>

左穴阿字ノ水。右ノ穴鉄字ノ水。ツヨクラス時ハ水多ク出ツ。ヨ<sup>(13)</sup>ク

オス時ハ水スクナク出。此僧都ノ体ヲ見レハ即御許山也。又右ノ足

ヲノヘテ膝スコシタテ、足ヲハタラカセハ水出已上<sup>(14)</sup>」

不<sup>(15)</sup>退修行次第云。居即成宝冠。立即成劔。臥即成如意宝珠。行即成<sup>(16)</sup>字。水歟。

知者六識將軍也。識者八識心王也。掃スル八識時成同体。出六識<sup>(17)</sup>時者。成別体也。

修驗人不可有者。法連和尚為修驗人。昔行出此玉ヲ彦山。被与テ<sup>(18)</sup>我也。今措置此玉於彦山辰巳角。為利衆生也。又名聞等八ヶ条者。

本地如来專禁制之。垂迹神<sup>(19)</sup>」道何施与之哉。然也。但衆生者世間名聞等為先。而出世利等為次也。故近於彼縁於此先令開名聞之花<sup>(20)</sup>。終為法仏身之宗也。

石清水記云。大菩薩兜卒天内院外部神<sup>(21)</sup>。御<sup>(22)</sup>名曰金度<sup>(23)</sup>久神。遙慈尊法乎守護。又慈尊三会<sup>(24)</sup>尔至末且尺尊正像末乃衆生乎利益<sup>(25)</sup>誓願<sup>(26)</sup>シ玉ヲ云々。

或記云。第六十三代村上天皇御時。天徳元年丁巳。金色鷲成給御許山頭矣<sup>(27)</sup>」

自第十七代仁徳天皇迄六十三代村上天皇。四十七代七百廿七年也。又五十九皇以前第五皇孝照天皇歟。天照大神籠天磐戸之坐時。有一百八町石屋。其有八幡石屋。仍自往昔有難行苦行歟。

広継生年廿八歳時。被討畢。

巡拝記云。

人聞菩薩御許山御修行之昔。无硯水之時。以筆管指大石給。靈水忽出。其水于今不乾云々<sup>(28)</sup>」

比義者武内再来之由。見靈卷之裏書。

八幡御許山石体権現宝前。

奉加納仏舍利老粒御体稗許。

奉入水精塔二寸。在<sup>(29)</sup>匙錦ノ打敷。

建治二年<sup>(30)</sup>丙子八月十二日<sup>(31)</sup>彼岸<sup>(32)</sup>神呼阿闍梨。

奉請取

八幡御許石体拝現御体稗許。奉入精塔二寸。

奉加仏舍利一粒<sup>(33)</sup>」<sup>(34)</sup>

右仏舍利自阿闍梨金剛仏子。御奉納也<sup>(35)</sup>。在是<sup>(36)</sup>詔<sup>(37)</sup>打敷。

奉副当山根本即舍利彼金々寺可有御供養状。(如件)。

巡拝記云。

御許山縁起并流記等。湛海法師以惡心放火之時。宝蔵焼尽刻炎上云々。其後当山座主口伝在今。此卷二此等ヲ知人无之。尤可秘々々。

建治二年<sup>(38)</sup>丙子八月十二日<sup>(39)</sup>彼岸<sup>(40)</sup>大檢校法師神知在判<sup>(41)</sup>」

檢校大法師長尊上座大法師成慶在判

薩卷裏書

一。元明天皇御宇治七年<sup>(42)</sup>甲寅<sup>(43)</sup>。高麗国軍七万三千人來。被追返畢。

昔世在世時五百人外道成論佛法。儲大会立高座。天下知者登斯座。可論義云。然舍利女云者。境節乍為懷姓身。有登座之思。即昇矣。外道依慢女昇。雖成嘲哂面々論議一々令負。其子生長。為知

惠<sup>20+</sup>。第一舍利女。彼母儀之勝論者。依胎子之智力也。已上<sup>取意</sup>。

敏達天皇御(宇) 治十四年。第四年未。新羅國賊來。從太宰府

迄播磨國明石浦。皆即燒失。皆有官兵。此時靈神令冥狀給人。

一。推古天皇御宇<sup>治三十六年</sup>第八年<sup>申</sup>。與新羅凶賊合戰。

一。朱雀天皇七年永平七年<sup>丁</sup>大和國平郡住日寺。八幡大菩薩託

聖武天皇御宇。

聖龜五年<sup>略之</sup>。又新羅乃軍發留。其時又我乳千ノ兵神乎發天。件奴

等ヲ切致志津。從其始天小倉ノ山ニ宮乎造天。我乎波日本乃守土成留。略之。

私云。當宮記神龜二年移坐小椋山云々。不審。

人王第五十七代陽生天皇元年。元慶元年<sup>丁</sup>十一月十三日御託宣。

權大宮司藤原実元女子七歲云々。是大分宮御鎮坐之時御託宣歟。

可尋之。

延宝八曆庚申初秋下四日

六十四歲

写之

- (1) 「達磨和尚」ヲ消シテ「嵩杜多」ト訂ス。(柞) 達磨和尚
- (2) 「鐘」ヲ訂シ「鑪鞞」ト傍書。(柞) 鑪鞞
- (3) 柞 寶 (4) 柞 軛 (5) 柞 互
- (6) 柞 申 (7) 柞 聖 (8) 柞 見か。
- (9) 柞 巳 (10) 柞 遂 (11) 柞 汝
- (12) 柞 文 (13) 「尺」か。 (14) 柞 文
- (15) 柞 能 (16) 柞 果 (17) 柞 引
- (18) 「奮」か。(柞) 奪 (19) 柞 觀
- (20) 柞 也 (21) 柞 臣 (22) 柞 畢
- (23) 柞 跛 (24) 柞 薩 (25) 柞 佐
- (27) 柞 咩 (28) 柞 大 (29) 柞 大
- (30) 「者」か。 (31) 柞 光 (32) 柞 尼
- (33) 柞 以 (34) 柞 乎 (35) 「膚」か。
- (36) 柞 帳 (37) 柞 歟 (38) 柞 大
- (39) 柞 区 (40) 「宮」か。 (41) 柞 手
- (42) 虫損。「旨」か。(柞) 旨 (43) 柞 三
- (44) 柞 用 (45) 「」か。 (46) 柞 史
- (47) 柞 末 (48) 柞 西 (49) 柞 之
- (50) 柞 氏 (51) 柞 火 (52) 柞 末
- (53) 柞 末 (54) 柞 差 (55) 柞 ナン
- (56) 柞 末 (57) 柞 末 (58) 柞 差
- (59) 柞 筮 (60) 柞 時 (61) 「秦」か。
- (62) 柞 忠子 (63) 柞 覆 (64) 柞 被
- (65) 柞 衣 (66) 柞 覆 (67) 柞 五
- (68) 柞 敬 (69) 柞 主 (70) 「遷」か。
- (71) 柞 之 (72) 柞 達 (73) 柞 宛
- (74) 柞 文 (75) 柞 悲 (76) 柞 堰
- (77) 「卑」か。(柞) 卑 (78) 柞 作

(113) (110) (107) (104) (102) (99) (96) (93) (90) (87) (84) (82) (79)  
 柞「永」か。柞奉。柞占。柞「耶」ヲ消シテ「恥」ト訂ス。柞純。柞張。柞偏。柞由。柞奉。柞善。柞銓。柞撫  
 (114) (111) (108) (105) (100) (97) (94) (91) (88) (85) (83) (80)  
 柞「申」カ。柞白。柞ト云。柞「伴」カ。純。柞斯。柞同。柞「徵」カ。柞「云々」ナシ。(柞吊  
 (115) (112) (109) (106) (103) (101) (98) (95) (92) (89) (86) (81)  
 仰カ。柞申官。柞「ヲ」カ。柞功。柞勳。柞「原」カ。柞時佐。虫損。「令」カ。柞「之」ナシ。(柞条

(142) (139) (136) (133) (130) (127) (125) (122) (119) (116)  
 「也」カ。柞承カ。柞身。柞「和銅」カ。柞頭。柞果。虫損。「ハ」カ。柞輔。柞王。柞時  
 (140) (137) (134) (131) (128) (123) (120) (117)  
 「群」カ。柞智。柞智。柞匙。柞大。柞指。柞己。柞授  
 (141) (138) (135) (132) (129) (126) (124) (121) (118)  
 「靈」カ。柞卅。柞妊。柞錦。柞土。柞于。柞「鍔」カ。柞佐。虫損。「申」カ。

(本学特別研修員 国文学)